「福井城図」(文政二年写)について新出の文政十三年「福井城御図」と

国京克巴

、はじめに

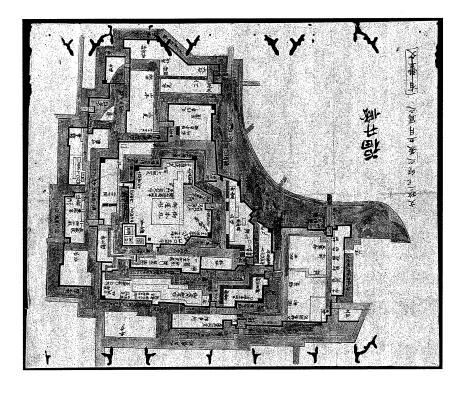
模写年や描写時期を検討するものである。包装紙に印刷された福井城郭図の「福井城倒」(文である。また、図の大きさ、記載の仕方が非である。また、図の大きさ、記載の仕方が非別によく似る既出の松平文庫「福井城御」(文を)によく似る既出の松平文庫「福井城御」と便宜上呼称する。本稿は、この井城御図」と便宜上呼称するものである。

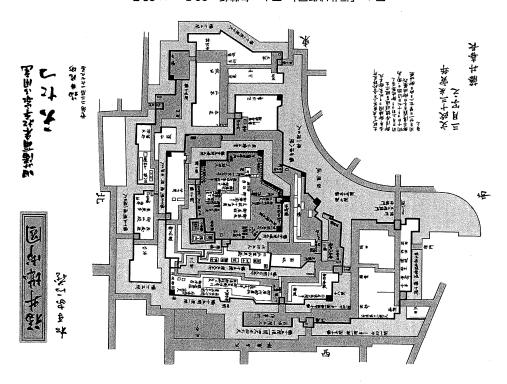
二、絵図の来歴と内容

「福井城御図」を包装紙に使用する天たつは創業文化元年(一八〇四)、旧福井藩爾来のは創業文化元年(一八〇四)、旧福井藩爾来の松平家御用達の老舗である。この包装紙の来歴について天たつ当主の天野吉壹氏にお話をお聞きしたところ、以下のような内容であった。この絵図は、先代の故天野吉司氏が五十た。この絵図は、先代の故天野吉司氏が五十た。この絵図は、先代の故天野吉司氏が五十た。この絵図は、先代の故天野古司氏が五十た。このに、福井藩の松平永芳氏に「今まで雲会の席で、分家の故松平永芳氏に「今まで雲岳からはじまり、故松平永芳氏に「今まで雲岳からはじまり、故松平永芳氏に「今まで雲台の席で、分家の故松平永芳氏に「今まであった。絵図の題名の横に「松平家所蔵」とあった。絵図の題名の横に「松平家所蔵」とあった。絵図の題名の横に「松平家所蔵」と記述されていることが、それを物語っている。

とり、ほぼ紅紙で、「福井城御図」はほぼ包装紙の紙面いっぱいに西を上に配置され、黒を含めて三色で刷られている。絵図の端部をみると、道路の先端が図面端で省略された形をとり、ほぼ紙面一杯に納まる。ただ、西へ延びる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断されたがる道路五本のうち三本が途中で切断された。
 とり、ほぼ紙面一杯に納まる。
 た終図は、西にわずかに大きかったことも考えられるが、ほぼ包装紙と同様な範囲が描かれた。
 会図は、西にわずかに現代的な配置で、包名などの文字は明らかに現代的な配置で、包名などの文字は明らかに現代的な配置で、包名などの文字は明らかに現代的な配置で、包名などの文字は明らかに現代的な配置で、包書紙として体裁を整えるために印刷時に付け

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)





についても全く分からない。
についても全く分からない。この付け加えられた部分を除き、絵図の東西空きをほぼ同一なる。絵図の大きさは故人が東京の自宅からなる。絵図の大きさは故人が東京の自宅かられる。との付け加えられたものとみられる。この付け加えられたものとみられる。この付け加えられた部分を除き、絵図の東西空きをほぼ同一

円状に配された二ノ丸・三ノ丸・南西の侍屋 御手伝罷出不日御地築成 地築有之 同十日ヨリ十七日迄諸士ノ面ニ為 年二月五日於評定所 当年御帰國則以来御本 本丸増築建物の経緯について「文政十三庚寅 物について書き込みがみられる。絵図左下に 所の建物には増築された建物や解体される建 堀を薄緑色とする。特に本丸と西三ノ丸御座 物の建つ敷地を肌色、石垣や櫓・門を黒色、 者名がかかれる。絵図の色使いは道路や藩建 門・番所・建物外形線と建物名・屋敷の拝領 武家屋敷地が描かれ、それぞれの敷地内に櫓・ 絵図にはさらに堀の幅深さ・石垣長さ・上級 敷地と、その外堀と道路などが描かれている。 同絵図には福井城本丸を中心に、ほぼ同心 御住居被遊候旨被仰出 同三月上旬引御 同月廿一日翌廿二

転した際の絵図を模写した図であることがわ同年藩主住居が西三ノ丸御座所から本丸に移から文政十三年(一八三〇)三月に藤井喜長が、三月写之 藤井喜長」が書かれる。このことを写した年月日と氏名の「文政十三庚寅年

三、絵図の年代

(一) 文政二年写「福井城図」の評価

かる。

「福井城御図」によく似た絵図に松平文庫の大変二年写しとされる「福井城図」(二三四二) 文政二年写しとされる「福井城図」(二三四二) 水より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷などを含む)までの城外より漆門内拝領屋敷は、「(前略)略図的書様は免がれないが、櫓門や御屋形、堀、石垣等は他の図にみられない精緻さが窺がわれて、貴重な図の一枚と言わねばならない。」とある。福井城図(二三四二)などを集めた『城郭・侍屋敷古図集成 福井城区 (一六六九)の火災後の様子を描いていること、(一六六九)の火災後の様子を描いていること、

図として評価されている。しかしそれ以上に、 図などと、各種の福井城下絵図の中間的な絵 説している。このように、詳細な論考がなさ そして櫓門・御屋形・堀・石垣の描き方を解 料的価値が高いものである。 描かれた『福井城郭各御門其他見取絵』など 建物とその概略の位置については明治以降に 線で描かれていることは貴重である。この各 さらに各門にあった番所などがはっきり外形 丸の鷹部屋の建物・留守物頭、西三ノ丸の馬屋 位置が分からない西二ノ丸の山里武具蔵や南 福井城下絵図には文字のみで、建物の外形や 一連の本丸指図や御座所建物を描いた御座所 れた絵図ではないが、本丸内の御殿を描いた れ、建物の位置や外形がわかる絵図として史 から知ることができるが、福井藩時代に写さ 二ノ丸の厩・馬場・厩御殿・七ツ蔵、北三ノ

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

る。この名の変化を松平文庫の屋敷地の変遷級家臣の屋敷には拝領者名が記載されていいて、以下に検討する。本図に描かれる上こで製作時期や描写時期、さらに信憑性につはかし管見よれば、この絵図の製作時期やしかし管見よれば、この絵図の製作時期や

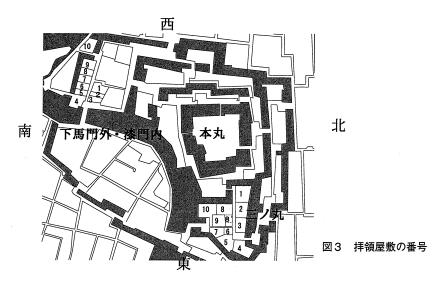


表 1 『御家中転宅考』の文政二年前後の記載

刜	7地番号	御家中転宅考 天保2						
	1	永見1(寛永)						
	2	並川(天和貞享)	山本(貞享4)					
	3	秋田(宝暦10)	高田(文政3)	渡辺(文政5)				
	4	??? (享保17)	長谷部(天明5)					
=	5	津田(寛政 11)	高坂 (寛政11)					
フ丸	6	服部(寛政5)	毛利(文政7)					
	7	河合(天明元)	大谷(寛政2)					
	8	永見(安永3)	大宮(文政7)					
	8′	大橋(文政7)	大橋					
	9	三寺(天和)	山川(享)					
	10	浦上(天和)	花木(宝暦8)					
	1	水谷	林 (享和3)					
1	2	大野一郎左衛門(寛政 10)	大野三左衛門(文政6、文化の誤り)	大野				
ļ	3		大野小源太(文政11 追放?)	美濃部(文政 12)	山脇(天保2)			
漆	4	栃谷(天明8)	杉田(寛政5)					
Л	5	松原(安永8)	内田(文化8)					
川口門	6	吉田(安永3)	国枝 (文化15)					
岗	7	古田(寛延4)	松原(寛政8)					
	8	長谷川(天明3)	沢木(文政6)	長谷川(文政7)				
	9	千本(宝暦7)						
L	10	大谷(安永3)	太田(文政3)					

表2 『御家中屋敷地絵図』の文政二年前後の記載

鴺	7地番号	御家中屋敷地絵図						
三ノ丸	1	永見惣衛門	御目付御用所	永見多門 (再)	文久4御用地3月家作取払い			
	2	並川	山本	文久3御用地	文久4家取払			
	3	秋田	横井平四郎	渡辺	文久3御用地	文久 4 家取払		
	4	渥美	長谷部	文久3御用地	文久4家取払			
	5	津田	高坂	内田	????	文久3御用地	文久 4 家取払	
	6	服部三郎兵衛	毛利壱郎衛門	安政4年3月御用地家作取払				
	7	河合	大谷	明堂館	文久3御用地	文久 4 家取払		
	8	永見亦三郎	大宮忠八	安政4年3月御用地				
	8′							
	9	三寺	山川	安政4御用地				
	10	浦上	花木	江口	花木	安政4御用地		
	1	水谷	林(享和3)					
	2	大野一郎左衛門(寛政 10)	大野三左衛門(文化6)					
	3		大野小源太	美濃部	山脇	英学所	瓜生	
漆	4	栃谷	杉田					
·川口門内	5	松原	吉田	内田	長崎	内田		
	6	野村	国枝					
	7	古田	松原					
1	8	長谷川	沢木	長谷川				
	9	千本	御用地(文久2)	岡部				
	10	大谷	太田	天保7焼失後役所				

表3 福井城郭の拝領屋敷の記載年

			表3	福井城郭の	拝領座敷の	記載牛		
	-	福井城下絵図			城郭図			
		福井分間之図 1337	福井分間之図 1338	福井分間之図 1340	福井城図 1341	左図の上限あるいは下限年	福井城御図(天たつ)	左図の上限あるいは下限年
敷	地番号	享和3年	享和3年(~文化13)	文化8年(~明治2)	文政2写		文政 13 写	
	1	永見 1	永見	永見(掛紙のみ白)	永見	寛永~	永見	寛永~
	2	山本	山本	山本(掛紙のみ白)	山本	貞享4~	山本	貞享4~
l	3	秋田	秋田 (掛紙で渡辺)	秋田(掛紙のみ白)	秋田	~文政3	秋田	~文政3
	4	長谷部	長谷部	長谷部 (掛紙のみ白)	長谷部	天明5~	長谷部	天明5~
東三	5	高坂	高坂	高坂(掛紙のみ白)	高坂	寛政 11 ~	高坂	寛政 11 ~
 丸	6	服部	服部 (掛紙で毛利)	服部(掛紙のみ白)	服部	寛政5~文政7	毛利	文政7~
ᄮ	7	大谷	大谷	大谷(掛紙のみ白)	大谷	寛政2~	大谷	寛政2~
	8	永見2	永見(掛紙で大宮・大橋・時ウチ)	永見(掛紙のみ白)	永見	~文政7	永見	~文政7
	9	山川	山川	山川(掛紙のみ白)	山川	~享和~	山川	~享和~
	10	花木	花木	花木(掛紙のみ白)	花木	宝暦8~	花木	宝暦8~
	1	林	林	林	林	享和3~	空白	
	2		大野 文化6	大野	大野	文化6~	空白	
	3	大野	? (掛紙で山脇)	瓜生	美濃部	文政 12~天保 2	空白	
漆	4	杉田	杉田	杉田	杉田	寛政5~	杉田	寛政5~
iп	5	内田	内田	内田	内田	文化8~	内田	文化8~
	6	吉田	吉田(掛紙で国枝)	掛紙で国枝	国枝	文化 15 ~	国枝	文化 15 ~
口門内	7	松原	松原	松原	松原	寛政8~	松原	寛政8~
	8	長谷川	長谷川	長谷川	長谷川	天明3~文政6、文政7~	長谷川	天明3~文政6、文政7~
	9	千本	千本	千本 (掛紙で監察局)	千本	宝暦7~	千本	宝暦7~
1	10	大谷	大谷	大谷?(民政局)	太田	文政3~天保7	太田	文政3~天保7

認でき、信頼性を高めることができる。 間之図」(一三四〇) も明治二年までの屋敷の され、屋敷の拝領者名が掛紙によって変更が 使用時期が文化十三年までであることが注記 分間之図」(一三三七) の写しであるが、その 井分間之図」(一三三八)は享和3年の「福井 (一三三七) とその写しである 「福井分間之図」 ある享和三年(一八〇三)の「福井分間之図. 時期とされる文政二年前後の福井城下絵図で いので、補足資料として「福井城図」の製作 の図の製作時期や描写時期を検討する。な 家中屋敷地絵図』の屋敷拝領者の変遷が追確 拝領者名が掛紙によって変更が加えられてい 加えられている。また、文化八年の「福井分 (一三四〇)を合わせて使用し、確認する。 「福 (一三三八)、そして文化八年の「福井分間之図 このことから、『御家中転宅考』や『御 上記の史料が必ずしも正しいとは限らな

本丸東にある三ノ丸(以下当時の呼称になら「福井城図」における拝領屋敷の位置は、

は下限年を記したものが表3である。は下限年を記したものが表1、『御家中屋敷地絵図』より記したものが表1、『御家中屋転宅考』より記したものが表1、『御家中屋転宅考』より記したものが表1、『御家中屋を記したものが表1、『御家中屋が出る各屋敷の拝領者の上限年あるいち判断される各屋敷の拝領者の上限年あるいち判断される各屋敷の拝領者の上限年あるい

宅考』・嘉永五年(一八五二)の『御家中屋敷を記した天保二年(一八三一)の『御家中転

地絵図』と比較検討することによって、こ

いるとも言える。
文政三年から天保七年までの内容が描かれてが確かめられる。このこから「福井城図」は、敷地に移転し、天保七年まで居住していこと敷地に移転し、天保七年まで居住していこと

敷地2番の大野三左衛門は、明治初期まで住 拝領 政六年は誤記であることが判明する。なお、 がいずれも巳であり、文化六年が正しく、文 年あるいは文政六年と異なるが、年号の干支 ことがわかる。両資料で屋敷分割年が文化六 の敷地2番が拝領され、二つの屋敷となった 敷地が分割され、同名の大野三左衛門へ西側 数弐百坪」とあるように、大野小源太の代に 候ニ付 文化六年己巳ノ九月廿三日割譲ス当 門」とあり、『御家中屋敷地絵図』には「大 野小源太屋敷ノ内大野三左衛門へ拝領被仰付 内弐百坪割出シ 御用地ト成リ同苗三左衛門 地であったもので、『御家中転宅考』に「今 ことである。敷地2番・3番は元々一つの敷 拝領者が、大野・美濃部の両名となっている 大野 文政六巳年大野小源太願候而 次に漆・川口門内にある敷地2番・3番の 文政六其迄ハ永平寺丁 大野三左衛 屋敷之

> 森藤工門 天明五 二年に山脇に代わっている。『御家中転宅考』 部半七」「山脇金屋」とあり、大野小源太か 野小源太へ御暇被下揚屋敷」、続けて「美濃 屋ゟ美濃部金太夫 天保二元御泉水丁入代リ の毛屋中通り西表には「今堀 享保十七 ら文政十二年に美濃部に代わり、さらに天保 山脇金屋」と、『御家中屋敷地絵図』に「大 宅考』に「今山脇(中略)寛政十 左衛門 文政十一御追放 んでいた。ところが、敷地3番は『御家中転 美濃部半七 文政十二 小源太 同十二毛 大野一郎 雨

とは、少なくとも文政十二年以降の様子が模とは、少なくとも文政十二年は際部半七が住んでいたことがわかる。さらに 濃部半七が住んでいたことがわかる。さらに でいたことが間違いのない事実であることが分かたことは間違いのない事実であることが分かたことは間違いのない事実であることが分かる。この美濃部の名が「福井城図」にあることは、少なくとも文政十二年は以降の様子が模

を示している。なお、敷地3番には文化八年

あるいはそれ以降の時期に写されたこと

につくられ明治二年まで使用されたという城下絵図の「福井分間之図」(一三四〇)には瓜生という藩士が住んでいたことが記される。『御家中転宅考』・『御家中屋敷地絵図』の敷地図に掛紙で「瓜生三寅」を記載があり、この記載は他の敷地図の書きたからみて明治初期のものと思え、文化八年の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の「名より大きいようで、後補の書き込みとみられる。

一方、三ノ丸の拝領屋敷をみると、敷地8番の拝領者永見は『御家中転宅考』に「今大 を、中略)安永三 永見隼人 文政七 文政 宮(中略)安永三 永見隼人 文政七 文政 宮(中略)安永三 永見隼人 文政七 文政 下今大橋 文政七大宮忠八拝領節ゟ打出シ之 が一方であかある。このことから敷地8番に 一方、三ノ丸の拝領屋敷をみると、敷地8番に 一方、三ノ丸の拝領屋敷をみると、敷地8番に 行われ、広かった敷地を大橋が拝領し、文政 でわれ、広かった敷地を大橋が拝領し、文政 ある。また、同書の渡辺末吉の項には、文政五日三ノ丸秋田三五左衛門屋敷へ替被下」と

では拝領者の順番などに違いがみられるが、

『剥札』の高田波門の項に「文政二年四月十

於江戸表御用人御奏者□□同三辰六月廿

国京 新出の文政十三年「福井城御図」と「福井城図」(文政二年写)について

郎衛門」とあり、文政七年まで居住していた・一三年まで使用されたという城下絵図の「福井分間之図」(一三三八)からも、敷地8番の井分間之図」(一三三八)からも、敷地8番の井分間之図」(一三三八)からも、敷地8番の井分間之図」に「前略)服部三郎兵衛 毛利壱中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷地絵図』に「(前略)服部三郎兵衛という城下絵図の「福井分間之図」に「(前略)服部三郎兵衛という城下絵図の「福

ある。『御家中転宅考』と『御家中屋敷地絵図』を衛門 文政三 六軒丁入り竹□□よ 高田 法門 秋田八左衛門 肥後御藩 横井家中屋敷地絵図』には「(前略)渡辺甚十郎 で四郎客館ト成ル 再渡辺早太(後略)」と 三暦十 中江戸丁へ江戸ヨリ引越 秋田三五宝暦十 中江戸丁へ江戸ヨリ引越 秋田三五宝暦十 中江戸丁へ江戸ヨリ引越 秋田三五

ことがわかる。ところが、敷地3番の拝領者

秋田は

『御家中転宅考』に「今渡辺(中略)

五年に先代の病死により家名断絶のところを親類より養子に入り、新たに同年末吉が渡辺家を再興していることが記されている。このことから渡辺末吉の屋敷替が文政五年に行われたことが推定される。以上のことから『御家中転宅考』の記述が確かめられ、秋田は敷める番に文政三年まで居住していたとすることができる。このことからこの描写は文政七年以前がさらに狭まり、文政三年以前を描いていることになる。

本丸や西三ノ丸御座所の書込みや建物の外形本丸や西三ノ丸御座所の書込みや建物の外形からその描写時期を見ると、本丸には文政からその描写時期を見ると、本丸には文政物が一切みられない。また、西三ノ丸御座所物が一切みられない。また、西三ノ丸御座所の建物も取り壊された様子がみられない。文政十三年の藩主の本丸移転後に、再び西三ノ丸御座所に藩主住居が移された天保十四年後の描写時期とすることもできるが、それではの描写時期とすることもできるが、それではの描写時期とすることもできるが、それではの描写時期とすることもできるが、それではの描写時期とすることもできるが、それではの描写時期とすることもできるが、それでは、文政十三年以前の様子を描いていると考えられる。

が変更されずにそのまま残ってしまうことは 問題となる。しかし、以下のことから問題は 部が毛利に変更されていないこと、 田が高田あるいは渡辺に変更されていないこ 年の時点の描写とすることができる。この場 様子を描いており、文政十二年あるいは十三 を認識して記載し、文政十三年以前の本丸の 題があり、明らかに文政十二年以降の敷地割 文政二年の写であるとそのままみることに問 卯之夏五月写之 有豊図」という記述から、 藩内で決定されていたとすることは不可能で た藩士の氏名を五年余り前から予測あるいは れ、その片方の屋敷地を文政十二年に拝領し あっても、文化六年に屋敷地が二つに分割さ ないと考える。絵図への記載が古い記述内容 永見が大宮と大橋に変更されていないことが と、文政七年に移動した三ノ丸敷地6番の服 合、文政三年に移動した三ノ丸敷地3番の秋 あると考えられるからである。 以上の考察から「福井城図」の「文政二己 同8番の

について、屋敷の拝領者名からそれぞれの屋「福井城図」と同じように「福井城御図」(二)「福井城御図」の写図年と描写年代

るとみられる。そして、この図はこの元図を が残ったものと考えることができる。以上よ 田となり、文政3年以前の描画時期を示して とから、「福井城御図」は文政七年頃を描い と全く同じとなる。三ノ丸敷地6番の服部は したものとすることができる。 丸に藩主が住居を移す際の建物の計画図を記 もとに、文政十三年の西三ノ丸御座所から本 り、「福井城御図」は文政七年頃を描いてい うな根拠からこの書き込みは古いままの状態 いる矛盾が生じるが、「福井城図」と同じよ 図」と同じように三ノ丸敷地3番の屋敷が秋 た図となる。ところが、ここでも「福井城 太田は文政三〜天保七年まで居住していたこ 年に転居し、漆・川口門内にある敷地10番の 前述のように三ノ丸敷地8番の永見は文政七 れ以降の様子を描画したものとなる。一方、 文政七年に毛利と入れ代わっているので、そ 番が服部から毛利となる他は、「福井城図 敷地1~3番に空白がみられ、三ノ丸敷地6 様に表3に示した。下馬門より外で漆門内の 敷ごとにそこに居住していた時期から、その 描画された時期の上限年あるいは下限年を同

> 地10の太田も描写時期の書き込みとなる。 のような推定で考えれば、漆・川口門内屋敷 ていることがはじめて理解できるのである。こ が文政七年に転居前の服部のままとなってい ないかと考えられるのである。そのように考 写した時期の屋敷割で補足したことによって ものであるが、「福井城図」は空白の部分を模 図とも同じ原図を基本とする絵図を模写した 容が記載されている。「福井城御図」で氏名空 ること、同8番が文政七年転居前の永見となっ の秋田がそのままとなっていること、同6番 えると、三ノ丸敷地3番が文政三年に転居前 城図」の基となった図を指す)との矛盾では 生じた文政二年写の元図(松平文庫の「福井 いことである。想像をたくましくすれば、両 川口門内屋敷地3)であることは非常に興味深 「福井城図」で記述年に矛盾のある屋敷地(漆 白の屋敷地(漆・川口門内屋敷地1~3)が、 ほぼ同じ大きさの図で、ほぼ同位置に同じ内 「福井城図」と「福井城御図」を比較すると、

四、「福井城図」と「福井城御図」の比較

次に「福井城図」と「福井城御図」の記述

異なるが、今に伝わる「福井城御図」は包装 で塗りつぶしている。両図では配色が大きく のみとなり、本丸内・馬場・城代屋敷・作事所 赤、石垣や櫓は黒、建物は外形線のみとなる。 は褐色混じりの黄色、堀は青色、番所や門は ていないことである。「福井城図」では道路 く、春秋門の南にあたる泉町の道路が描かれ 南の堀にある引橋に色が塗られて分かりやす 省略されていない。小さなことでは、七ツ蔵 堀と百間堀東の道路までを描いている。「福 川口門南西の屋敷地まで、東は三ノ丸の外 まで、西は大名広路まで、南は埋門外の堀と もにほぼ一致していることを述べたが、城郭 る。すでに描写された図の大きさは、 本多屋敷・三ノ丸北の矢場を道路と同じ橙色 番所や門は黒、石垣や櫓も黒、建物は外形線 や長く延びて表現され、図の周縁部の道路が まで描かれ、図の西端や南端の道路端部もや や広く、北は三ノ丸の外堀の外側にある道路 井城御図」の描写範囲は「福井城図」よりや の描写範囲もほぼ同じで、北は三ノ丸の外堀 内容や図の表現の仕方について比較検討す 「福井城御図」では道路は肌色、堀は薄緑色、 両図と

事情により変更されたことも考えられる。紙であるからその描写や色使いは印刷時の諸

一方、堀や石垣の幅や長さなど、門名や屋敷名の表記もほとんど同じである。表記の異なる部分は西三ノ丸御座所の門である御座所をる。屋敷名では前述のように下馬門より外でる。屋敷名では前述のように下馬門より外でる。屋敷名では前述のように下馬門より外でる。屋敷名では前述のように下馬門より外でる。屋敷名では前述のように下馬門より外である。屋敷名ではあるのに、「福井城御図」では最後の敷地手領者名の食い違い以外は、明らかに模写時の写し忘れや省略と考えてもよい内容である。

るのに対して、慶長期の福井城下絵図以外は「福井城御図」を道路に注目して福井城下絵図と比較すると、同じ描写部分が両図と城下絵図で異なって描かれていることがわかる。絵図で異なって描かれていることがわかる。

ことを示唆するものである。図は同じ図からの模写の可能性が非常に高いのことは「福井城図」と「福井城御図」の原すべて広場に面してT字型となっている。こ

五、「福井城御図」の作者

抱えられた藤井七左衛門家九代の藤井啓次郎 喜兵衛は明暦元年に探源院(昌親)代に召し ず、作者名に「喜」の一字をもつことを考え できる立場であることから絵図関係を扱う役 奥住居出役の藤井平次郎、三人扶持藤井嘉右 斎、 兵衛、奥坊主の藤井久斎、若殿様付の藤井蘭 ば、藤井姓は大番二十五石五人扶持の藤井喜い 藩の藩士などを記載する「斉承給帳」によれ 関係者にはみあたらない。模写年付近の福井 あわせると、大番の藤井喜兵衛が想定される。 衛門が知れる。城郭図という貴重な図を模写 石二人扶持浮下代の藤井新助、七石二人扶持 る藤井喜長そのものは文政十三年頃の福井藩 人を別として下級役人であることは考えられ 『剥札』・『姓名録』・『士族』によれば、藤井⁽³⁾ 管見によると、「福井城御図」の作者であ 五石二人扶持御用使の藤井次郎兵衛、八

> を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。 を模写した可能性があるにとどまる。

六、「福井城御図」の意味

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された(藩主別邸)に移っている。絵図の写された

されたかあるいは新御座所として取り込まれ た建物は、新たな御座所建物の支障になり壊 請御用掛が任命されている。このことから謙 居を移す決定をした年で、その年の三月に普 前に、本丸から元の西三ノ丸御座所へ再び住 る建物とみられる。ちなみに謙五郎が御座所 どがある桁行十一間半梁間四間半を中心とす 位置から考えると、謙五郎が住んでいたのは 文政十三年三月は謙五郎が御座所に住んでい たことが想像される。 五郎が住んでいたと推定される庭に面してい 十六(あるいは十七)代藩主慶永が初入国を から御泉水住居に転居した天保十三年は、第 御座所北側の庭園に面する御寝間や御居間な 御座所建物と添え書きの文面やその書き込み 絵図の添え書きの内容が確認できる。絵図の 木に而御本丸御普請に御用被成、」とあり、 ② 座所謙五郎様御座之間斗に而、其外壊右御材 た時期で、『片聾記・続片聾記上』にも「御

した建物に「文政十三庚寅年御住居ニ付御建り、本丸建物の北東から北に渡廊下で張り出文政十三庚寅(御帰國当御本丸御住居」とあ一方、本丸内の建物には「御本丸御屋形

月二十一・二十二日地祭りとあり、『片聾記・ 聾記・続片聾記上』と本図の書き込みには三 御小座敷が完成したことになる。もっとも『片 二月五日・同十六日であるから、二ヶ月弱で 続片聾記上』に同二十七日釿始とあるから工 る。 に御小座敷・渡廊下は完成していたことにな られる。「御座ノ間」・「廊下」が「御建ツギ 廣式」は大奥御座之間や長局を指すものとみ ギ」とある。前者の「御座ノ間」・「廊下」は 出来」とあり、絵図が写された三月にはすで 御小座敷とそれに続く渡廊下で、後者の「御 渡廊下で張り出した建物に「御廣式御建ツ されている。さらに本丸建物の北東から東に ツギ出来」、「御座ノ間」・「廊下」と添え書き 本丸建物の普請御用掛が任命されたのは

成したことになり、やはり早いように思われが完成したのであろうが、釿始から数日で完物が順次建設され、最初に御小座敷・渡廊下物が順次建設され、最初に御小座敷・渡廊下窓・宗源堂・御仏殿なども新築あるいは移築

工事では御小座敷やそれに続く渡廊下だけで事途中であったことが十分考えられる。この

できる点も貴重と言える。 が西三ノ丸御座所のどの部分が使用されてい 御座所の解体建物の範囲が推定できることは 増築建物の様子、西三ノ丸御座所の建物配置 ので、 らに描写年と写図年がある程度の範囲で確定 るかを検討する上で、重要な内容となる。さ から移築された建物である本堂・書院の部材 で意義が大きく、このことから瑞源寺に本丸 今までの資料では明らかにされなかったこと 重な絵図と言うことができる。特に西三ノ丸 や解体建物の範囲などを知ることができる貴 れた時の本丸内の既存建物の状況、本丸内 年に藩主御座所が西三ノ丸から本丸に移徙さ る。もっとも、この年の三月は閏月があった (文政二年写)と同様の価値に加え、文政十三 以上のように「福井城御図」は「福井城図 閏三月を指しているのかも知れない。

だきました。ここに記して感謝申し上げます。氏、天たつ店主の天野吉壹氏にご協力をいた在をお教えいただいた瑞源寺住職の花房禅祐井一代さんに、「福井城御図」に関してはその存井一代さんに、「福井城御図」に関してはその存 は 表後に、本稿の執筆に際して松平文庫の閲

取る。

註

(3) 平井 聖監修、吉田純一編集『城郭・侍屋敷料目録』福井県立図書館 平成元年 による。なお、松平文庫の目録番号は『松平文庫福井藩資(2)『松平文庫目録』福井県立図書館 一九六八年

古図集成

福井城・金沢城』 至文堂 平成九年

- 郭各御門其他見取絵』(4)越葵文庫 福井市立郷土歴史博物館『福井城
- (5) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
- (九六六) 管『御家中屋敷地絵図』榊原十郎太夫 嘉永五年管『御家中屋敷地絵図』榊原十郎太夫 嘉永五年
- (一三三八)、「福井分間之図」(一三四〇)「福井分間之図」(一三三七)、「福井分間之図」(一三三七)、「福井分間之図」
- 移動していることが確かめられる。 長七郎」とあり、文化七年以前に大野三左衛門が左衛門 文化七 江戸ゟ引□□□□□ 大井 大野三
- 「剥札」(九一七)美濃部家(9)松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管

- るが、『御家中屋敷地絵図』の図には野村とある。宅考』・『御家中屋敷地絵図』では最後が国枝とな宅考」・『御家中屋敷地台圏でもいえ、『御家中転
- (11) 前掲(9)高田小左衛門家
- (12) 前掲(9)渡辺十郎左衛門家
- (13)「福井分間之図」(一三四〇)には敷地3番で白掛紙下に秋田が確認でき、文化十三年まで使用されたとする「福井分間之図」(一三三八)の敷地3番で掛紙に渡辺がみえるから、文化八年から同十三年の間に秋田から渡辺に居住者が代わったことが想定されるが、「福井分間之図」(一三三八)が確認され、はっきりしない。
- 昭和六十三年(4)「斉承給帳」『福井市史資料編4近世二』所収
- 『姓名録』(九一九) 福井県立図書館保管

(16) 松平宗紀蔵 松平文庫

福井県立図書館保管

『士族』(九二二)

- 戸表に御誕生、於壽萬殿御腹」。 763 文化十一年九月十八日条「恒五郎君お江末懇談会共編 福井県立図書館 昭和三十年 p 誌懇談会共編 福井県立図書館 昭和三十年 p
- 十四年九月三日条「三日階五郎様夜九ツ時御逝会共編 福井県立図書館 昭和三一年 p46天保18) 『続片聾記中』 福井県立図書館 郷土誌懇談

- 図には野村とある。 る。 二』所収 昭和六十三年 p33には九月四日とあらいえ、『御家中転 去。」。「越前松平家系図」『福井市史資料編4近世
- 五郎君謙五郎君と御改、(後略)」。(19)前掲(16)p766文政三年正月廿八日条「恒
- とが確かめられる。 いることから死去するまで御泉水に住んでいたこの死去後、葬儀の葬列道筋が神明神社前を通って御廻り被成」とある。また、前掲(18)で階五郎

居江被為入、夫より御泉水屋敷御小休ニ而御城下

- (22) 前掲(17)p805
- 候。(後略)」。 御内定被仰出、依之御普請御用掛り左之通被仰付御内定被仰出、依之御普請御用掛り左之通被仰付居。 近年の内御初入被為在候節より、元御座所御住居
- (5) 公平宗记载 公平文事 富牛県立図書馆呆穹(24)前掲(17)p806 「三月廿一廿二日御地祭」。
- 年五月六日条「御本丸御建継御普請成就」。『越前世譜一六三)(斎承5)』(一一七)文政十三(25)松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管